

第1号様式（第3関係）

第2回豊山町障害者福祉審議会議事録

- 1 開催日時 平成23年2月25日（金）午前9時30分～10時45分
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室5
- 3 出席者
 - (1) 委員
（会長）池山武志、（会長代理）櫛田眞壽美、千野幸男、安藤一美、丹羽孝旨、伊藤記子、祖父江元宏、熊沢洋子、大口利恵子（欠席：鈴木富雄）
 - (2) 事務局
生活福祉部福祉課長 水野増彦、福祉・少子係主査 安藤佳介、福祉・少子係主任 四浦かおり
- 4 議題
 - (1) 平成22年度障害者福祉計画に係る状況報告について
 - (2) 平成23年度事業制度の概要について
 - (3) その他
- 5 会議資料
資料：豊山町障害者計画（障害者基本法第9条）
豊山町障害者福祉計画（障害者自立支援法第88条）
平成22年度における取り組み進捗状況

6 議事内容

事務局：ただ今より、平成22年度第2回障害者福祉審議会を開催いたします。

委員の皆様には日頃から町の障がい福祉にご尽力たまわり、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

私は本日の司会進行をさせていただきます福祉課の水野です。また、これまで委員としてお願いしておりました民生委員協議会からの推薦の高栗委員、福祉ボランティア団体点字友の会から推薦の川野委員は所属団体から退会や委員の変更がありましたので、後任として櫛田委員、伊藤委員にお願いしておりますのでご紹介させていただきます。よろしく申し上げます。次に、事務局を紹介させていただきます。福

社・少子係の安藤と四浦です。なお、本日は委員の手話通訳として手話通訳者の方に出席をしていただいております。会議の発言においても、手話通訳者を介して行っていただくことをご了承願います。

事務局：議題に入ります前に、事前に郵送させていただきました資料とお渡ししてあります障害者福祉計画を本日お持ちいただけましたでしょうか。それでは、資料の確認をさせていただきます。

～資料の確認～

資料の漏れはございませんでしょうか。ございましたら、お申し出ください。議題に入る前に審議会等の議事録についてお話をさせていただきます。町では、情報公開の一環として、平成20年10月から町民の皆様が委員として参加していただく審議会や委員会等の議事録を町のホームページに掲載することになっております。本会もその対象になり、どのような議論がされたか要旨を抜粋して、議事録をホームページに掲載させていただくことにご了承いただきたいと思っております。

また、議事録の内容につきましては、委員の皆様の確認が必要となります。後ほど、会長から議事録署名委員が指名されますので、3名の方にご確認していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

審議会に先がけまして、会長よりあいさつをいただきます。

会長：それでは、改めまして、昨夜からの雨も上がり、本日はとても暖かい日に成りました。このような中、本日は第2回障害者福祉審議会を開催させていただきます。今年度最後の審議会となりますので、しっかりとご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ただ今から議事の進行をさせていただきます。会議録署名委員の指名ですが、櫛田委員と千野委員を指名いたします。

後日、事務局が本日の会議録に署名に伺いますので、よろしくお願ひします。

次第に従いまして、議題（1）の平成22年度障害者福祉計画に係る状況報告について事務局より説明をお願いします。

事務局：～平成22年度障害者福祉計画に係る状況報告～
資料1を参考に議題（1）説明

会長：説明が終わりました。ご質問がございましたら、賜りたいと思いません。

委員：いろいろ説明していただきましたが、昨年度と今年度の大きな変更について教えてください。

事務局：平成22年4月1日から非課税世帯の方の障害福祉サービス利用料及び補装具の自己負担額が無料になったことです。今まで、一割を自己負担されていた方が、18歳以上の障がい者の方は、本人及び配偶者の所得のみをみますので、利用料が無料となる方が大幅に増えました。またそれに伴い利用者の方、利用回数等も増えています。その他には、今までなかったのですが、施設入所の方がグループホームに移行された方が1名おみえになります。

委員：資料の中で「移動・交通対策の充実」のところに「とよやまタウンバスなど公共機関での助成事業を検討する」とありますが、具体的にはどんな助成を検討されているのか。

事務局：タウンバスについては、車椅子での乗車が可能です。総務課が担当しているため、総務課と連携をとって進めていきます。また、タウンバスについては、運営に関する町民のアンケートも実施しています。新たな移動支援としては、いままでは、障がい者ご自身が運転される自動車の車両について改造費の助成を行ってきましたが、平成23年度からは障がいをもった方の介助者が運転する車両について、リフト付自動車への改造及び新規購入についても助成をしていく方向で事務を進めております。

委員：バスの利用料金についても検討してほしい。

委員：前回も質問しましたが、タウンバスの時間について平日はいいのですが、土日曜日については、9時からしか運行しておらず不便です。

事務局：審議会でこのようなご意見があったということを、総務課に伝えさせていただきます。

会長：しっかり連携をとって実現できるように進めてください。

委員：グループホームについてですが、施設入所者が1名グループホームに

移行したとお聞きしましたが、町にグループホームを作る計画はないのですか。福祉の柱では、立ち上げのときに、いずれはグループホームへ移行するというお話もあったのですが、どのような状況ですか。母親会などの働きかけや土地等が空いていないと難しいのでしょうか。

事務局：グループホームについては、本来、各地域で施設整備をして利便性を図ることが必要と思いますが、豊山町単独で設置するのは難しいため、2市1町の広域である尾張中部福祉圏域において西春日井福祉会に働きかけてを進めていきたいと考えております。こういった施設が圏域のどこの地域にできるか、いつできるのかわかりませんが、町内だけでなく、圏域で考えております。

委員：何年先ということは、わかりませんね。

事務局：西春日井福祉会については、高齢者の事業もしておりますので、そこの兼ね合いもあります。土地等の確保の問題もあります。そういうところで、働きかけを進めていくこととなります。

委員：資料の中の「安全対策の推進」の中の「災害時要援護者の登録」とありますが、登録されている方の中で1人暮らしの方はいらっしゃいますか。

事務局：災害時要援護者については、今お話をさせていただいた件数については、障がい者の方の登録人数となります。基本的に登録していただいた時に、緊急連絡先を聞いております。1人暮らしの方もいらっしゃいますが、近くに親戚の方がお見えになる方もみえます。

事務局：災害が起きたときには、まず電話等で安否確認させていただき、災害対策本部において避難所までの救助が必要かどうか判断することになると思います。

委員：そういう訓練については、行っていますか。

事務局：9月の町総合防災訓練の中で安否確認の訓練を実施しております。

会長：議題（1）についてはこれで終わりにさせていただいて、議題（2）

について進めます。

事務局：～平成23年度事業制度の概要について～
議題（2）説明

会長：全体を通して何か質問等がございますか。

委員：自転車での通勤途中に、国道41号線沿いの大山川の点字ブロックがはがれているのが気になります。

事務局：改修については、町の建設課を通じて国道の管理事務所に伝えます。後ほど場所の確認をさせていただきます。

委員：以前、障害者福祉計画のコミュニケーション支援の中で、手話通訳者設置事業を平成22年度から開始するとなっていますがどのような状況でしょうか。

事務局：手話通訳者を設置するという事には至っておりません。県下の状況を見ますと、町で設置されているところはありません。一部の市においても設置されていないところもあります。手話通訳者を設置してコミュニケーションを図ることを進めることは、大切だと思います。町が関係する講習会やイベントにおいて通訳者に来てもらい、それぞれの事業において設置するよう各部局にお願いしております。

委員：手話通訳者設置について、以前から広域で考えてほしいとお伝えしております。清須市が設置するようなことを聞きました。

事務局：2市1町の広域での情報交換を進めていきたいと思っております。

委員：手話通訳者登録制度についてもお伺いしたいのですが、県に依頼するのでなく町として登録する制度についてです。北名古屋の方も理解があります。県に依頼すると、誰が来るのかわからなくて不安です。

事務局：町内に手話通訳者の資格を持つ方が1人おみえになります。資格をとる必要もあります。

会 長：1人ですか。少ないですね。町として今後力を入れないといけないですね。

委 員：資料の「福祉的就労機会の拡充」の中で、豊山町福祉作業所について「平成23年度までに施設としての方向性を決定していきます。」とありますが、どのような形ですか。

事 務 局：現時点で、豊山町福祉作業所は、自立支援法に沿った施設ではありません。自立支援法の施設としていくには、独立採算をしていかなければなりません。現在、町社会福祉協議会に委託しておりますが、自立支援法の施設として移行した場合運営していけるか試算するため、通所者の区分判定を町に依頼している段階です。

委 員：現在の作業所では、利用料は無料ですが、自立支援法の施設に移行すれば利用料を支払うことになりますね。

事 務 局：そうです。ただ、サービスの利用者自己負担額を決定するときの所得判断する世帯の範囲は、18歳以上の場合、障がいのある方とその配偶者となっております。そのため、多くの方は、利用料について現在と変わらず無料となると思われま。

会 長：これもちまして第2回障害者福祉審議会を閉会させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

上記のとおり、第2回豊山町障害者福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

平成23年3月31日

会 長 池 山 武 志

署 名 人 櫛 田 眞 壽 美

千 野 幸 男